

福井県丹南広域組合職員の再任用に関する条例

平成 14 年 3 月 14 日条例第 1 号
改正 平成 17 年 10 月 1 日条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条の 4 第 1 項、同条第 2 項及び第 3 項（法第 28 条の 5 第 2 項及び第 28 条の 6 第 3 項において準用する場合を含む。）並びに地方公務員法等の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 107 号）附則第 6 条の規定に基づき、福井県丹南広域組合職員（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定により派遣された職員を除く。以下「職員」という。）の再任用（法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(再任用)

第 2 条 職員の再任用に関しては、越前市職員の再任用に関する条例（平成 17 年越前市条例第 30 号）の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
(福井県丹南広域組合職員の定年等に関する条例の一部改正)
- 2 福井県丹南広域組合職員の定年等に関する条例（平成 12 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、第 28 条の 3 並びに第 28 条の 4 第 1 項及び第 2 項」を「及び第 28 条の 3」に改める。

附 則（平成 17 年条例第 3 号）

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。